

## 通信情報技術省は、テレコム法規則案について、パブリックコメントを募集

通信情報技術省は、2013年11月4日に成立したミャンマーテレコム法（2013）を実施するためのテレコム法規則案について、これが電気通信産業のあらたな法制度を形作るものであることから、パブリックコメントの募集を開始した。

本テレコム法規則案は、最近成立したミャンマーテレコム法（2013）の各条項に関する同省の理解と解釈を盛り込んだパッケージ資料とともに、同省のホームページで入手できる。今回のパブコメ募集では、同法に関する全てのトピックが対象となっているわけではないが、本規則案では、ライセンスの仕組み、アクセスと相互接続、帯域の分配と電気通信産業における競争といった事項がカバーされている。パッケージ資料において、同省は、ミャンマーテレコム法の求める法的要件の充足と国際的実務とのバランス、そして2013年6月までに発行された電気通信ライセンスとの整合性を図るという意図を強調している。

本規則案においては、大きく3つのカテゴリーに分類されたライセンスのフレームワークが注目に値する。本規則案の成立・公布時期について具体的なタイムラインは設定されていないが、コメント募集期間は2013年12月2日月曜日までとされている。

ライセンスの種類		許可される内容
NFS (I)	Network Facilities Service (Individual) License	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内及び国際的な電気通信サービス</li> <li>必要なパッシブ及びアクティブインフラの構築、維持、運営</li> </ul>
NFS (C)	Network Facilities Service (Class) License	<ul style="list-style-type: none"> <li>NFS(I)ライセンシーが使うためのパッシブインフラの構築・配備及び電気通信サービスの自己供給目的でのプライベートネットワーク</li> </ul>
NS	Network Service License	<ul style="list-style-type: none"> <li>NFS(I)ライセンシーからの送信キャパシティのリース</li> <li>インフラストラクチャーの構築、維持、運営に関する権利は無い</li> </ul>
AS	Application Services License	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共電話やインターネットサービスの供与</li> <li>NFS(I)ライセンシーからの送信キャパシティのリース</li> <li>インフラストラクチャーの構築、維持、運営に関する権利は無い</li> </ul>

## 30のオフショア向け石油・ガスブロックに40以上の応札、MOGEは管理者に対して新たな期間を導入

2013年度ミャンマー・オフショア向け入札は、2013年11月15日に応募を終了し、2014年初頭に予想される入札結果発表に先駆けて、ミャンマー石油ガスエンタープライズ（「MOGE」）から、オペレーターに対する新たな期間が発表された

2013年度ミャンマー・オフショア向け入札は、19の深海域ブロックを含む合計30のオフショアブロックについて、2013年11月15日に応募を終了した。61社に応札資格が認められてい

たが、そのうち約40社のみが最終的に入札した。最終的な結果が発表される時期は不明だが、2014年の早い時期になるであろうとされている。

入札の最新のラウンドでは、入札勝利者がMOGEとサインする予定の生産共有契約について、変更が加えられた。例えば、入札勝利者は、従前の実務では最低投資額を申告するだけでよかったところ、これからは、石油・ガスプロジェクトの調査段階において、最低10%の最低支出額についてデポジットを支払う必要があることとされた。また、今回のラウンドでは、プロジェクトのために必要な設備に対する輸入税と税関義務に関するインセンティブを付与するにあたっての条件も変更された。

この最新のオフショア向け入札は、米国による取引・投資への経済制裁が解除されてから初の入札であるという点で、大きな意義を有するものである。このように、市場と規制がより競争力のあるビジネス環境に向けて変化を続けていることから、専門家は、ミャンマーの石油・ガス市場は今後も引き続き発展を続けていくだろうと推測している。

## コンドミニアム法の法案が公式に発表

**長らく待ち望まれていたコンドミニアム法の法案が、2013年11月、複数の新聞においてとうとう発表された。本法案は、コンドミニアムユニットの登録の条件、外国人に対するユニットの販売、コンドミニアムワーキング委員会の形成等につき詳細を定めている。**

本法案によれば、コンドミニアムに関する主たる規制当局は、建設省の下の居住地・住宅開発庁である。また、ヤンゴン、マンダレー、ネピドーの市開発委員会も規制の実施に関わる。

本法案は、コンドミニアムの建設が許される土地について、建設省に「集合所有地」として登録されている土地に限ると定めている。このような集合所有地は、次のような性格を有している必要があるとされる。まず第一に、既存の法律において、住宅の開発に供することができる土地であるとされていること。第二に、所有権を譲渡できる土地であるとされていることである。また、1エーカー以下の土地は、建設省の特別の許可があるとされる。本法案では、現在のミャンマー人所有者が、外国人に対して、コンドミニアムの6階以上部分の40%について、コンドミニアムの再販売、交換、譲渡、または放棄をすることが認められた。

また、本法案は、各コンドミニアムの開発において、コンドミニアムワーキング委員会の形成を義務づけている。ワーキング委員会は、開発において集合的に所有されたユニットの維持の要件を監視するものであると見込まれている。この要件は、居住地・住宅開発庁によって発表されたルールに基づいて集められた維持費用によって賄われる。

本法案は、2014年1月の議会において審議され、その後間もなく成立するものと予想されている。ヤンゴンにおける住居・商業スペースの欠乏から、外国人にコンドミニアムユニットの区分保有を認める条項を含む本法案の成立は、不動産価格のますますの上昇をもたらすものと見られている。